

本書の見方

工業統計調査について

1. 工業統計調査とは

工業統計調査は、統計法に基づく国の指定統計調査（新統計法（平成19年5月23日法律第53号）では基幹統計に指定）であり、明治42年の調査開始以来約100年の歴史を有しています。また、工業統計調査は人口・家族構成などを調査する国勢調査に次ぐ基本的な統計調査として、「製造業の国勢調査」とも呼ばれています。

2. 調査の目的

我が国の製造業の実態を明らかにすることを目的としており、産業政策、中小企業政策など国や都道府県などの地方公共団体の行政施策のための基礎資料となります。また、我が国の経済統計体系の根幹を成し、経済白書、中小企業白書などの経済分析及び各種の経済指標へデータを提供することを目的としています。

3. 調査対象

日本標準産業分類（JSIC）に掲げる「大分類E－製造業」に属する全国の事業所（国に属する事業所及び製造加工を行っていない本社などを除く）を対象としています。

なお、昭和56年から西暦の末尾0、3、5、8年に全数調査を実施し、それ以外は従業者4人以上の事業所を調査の対象としています。

4. 調査の種類

甲調査—従業者数30人以上の事業所を対象。常に全数が調査対象です。

乙調査—従業者29人以下の事業所を対象。調査年によっては、従業者数3人以下の事業所は調査対象外です。

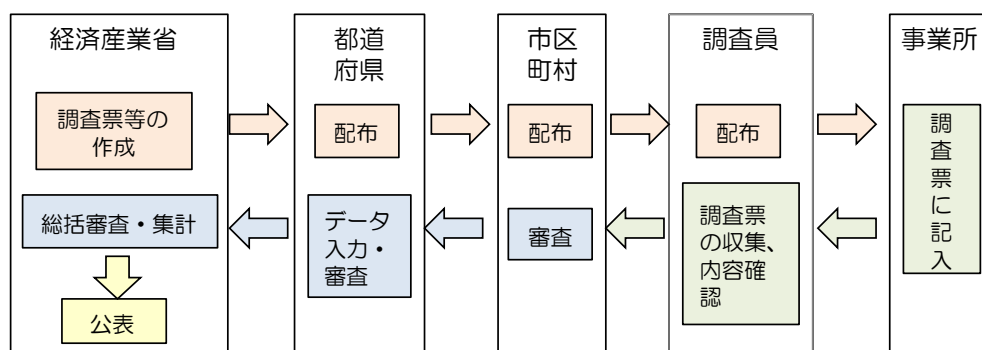
5. 調査の期日

毎年末（12月31日）現在です。

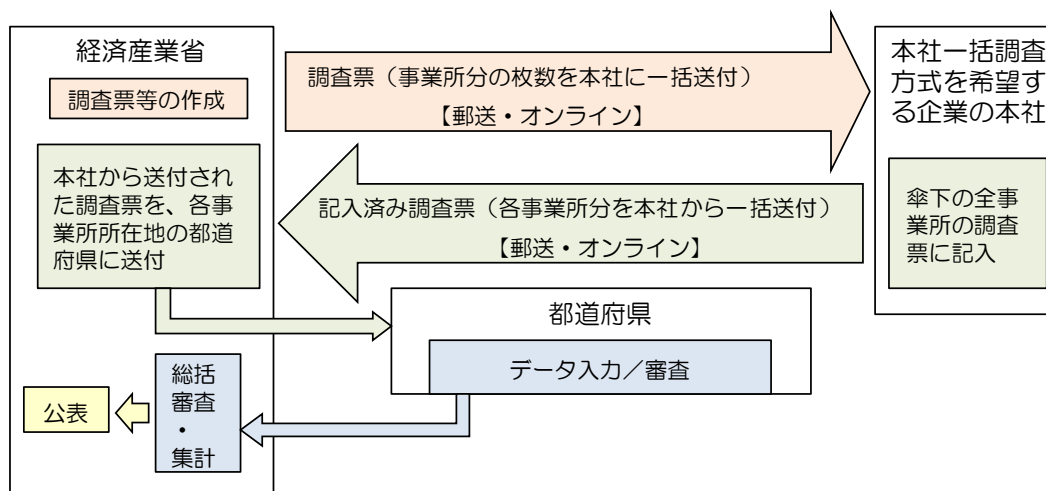
6. 調査の方法（平成22年調査時点）

本調査を行う方式には次の3種類があります。

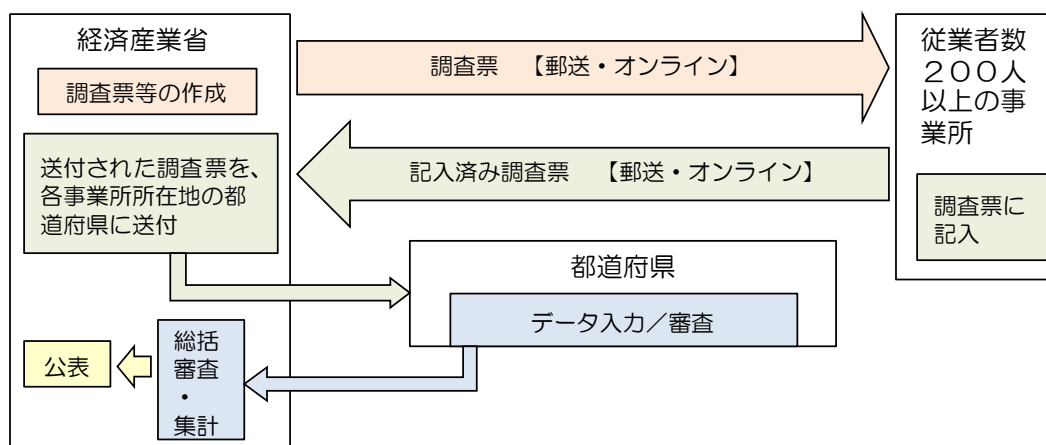
- ① 調査員調査方式・・・対象事業所に対し、調査員が調査票を個別に配布し、回収する調査方法です。



- ② 本社一括調査方式・・・経済産業大臣が指定する企業（3カ所以上の調査対象事業所を有し、かつ本社一括調査を希望する企業）に対し、経済産業省が傘下調査対象事業所ごとの調査票等関係用品を送付し、企業が事業所ごとの調査票を作成し、経済産業省へ一括して提出する調査方法です。



- ③ 国直轄事業所調査方式・・・前年工業統計調査実施時点の従業者数が200人以上の事業所を対象に経済産業省が直接調査票等関係用品を送付・回収する調査方法です。



7. 主な調査内容

従業者数、現金給与総額、原材料・燃料・電力使用額、有形固定資産額、製造品在庫額等、製造品出荷額等、内国消費税額、事業所敷地面積、工業用水の使用量などです。

8. 公表物一覧

① 速報

従業者4人以上の事業所について、調査実施から約9か月後に、主要調査項目（事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、付加価値額、有形固定資産投資総額など）を産業中分類別（2桁分類）、従業者規模別、都道府県別に集計して公表しています。

② 確報

調査実施から約1年3か月後に「工業統計表」として、各編（「品目編」、「産業編」、「市区町村編」、「用地・用水編」、「工業地区編」、「産業細分類別統計表（経済産業局別・都道府県別表）」、「企業統計編」）を順次集計して公表しています。

9. 調査結果の利用

工業統計調査の結果は、工業関係の様々な計画や施策の基礎資料として利用されています。その例を挙げると、次のとおりです。

- ① 国や地方公共団体が都市計画を作る場合
- ② 国や地方公共団体が総合開発計画や地域開発計画を作る場合
- ③ 国や地方公共団体が工業用地や工業用水について計画を作る場合
- ④ 国や地方公共団体が景気対策、中小企業対策の立案をする場合
- ⑤ 企業が各種製品の生産、販売、サービス計画を作る場合
- ⑥ 企業が新製品、新分野の開発調査をする場合

利用上の注意

1. 工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類に掲げる「大分類Eー製造業」に属する事業所(国に属する事業所を除く)です。工業統計調査は、西暦の末尾0、3、5、8年に全数調査を実施し、それ以外は従業者4人以上の事業所を調査の対象としています。
このため、本書では伸び率をみる際、平成20年の全事業所(全数調査)の場合は前回調査年(平成17年)と比較(前回比)し、平成20年の従業者4人以上の事業所などの場合は前年(平成19年)と比較(前年比)しています。
2. 工業統計調査における産業格付けの方法は、製造品が単品の事業所については品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定し、品目が複数の場合は、上2桁の番号(中分類)を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計して、その額の最も大きい物で2桁番号を決定しています。その決定された2桁番号のうち、上記と同様の方法で3桁番号(小分類)、さらに4桁番号(細分類)を決定し、最終的な産業格付けを行っています。
3. 本書では、文中、図等で表示されている産業中分類名については略称を用いています。産業中分類の略称については次のとおりです。

産業中分類名	略 称		産業中分類名	略 称	
食料品製造業	食料品	食料	窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品	窯業
飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ・飼料	飲料	鉄鋼業	鉄鋼業	鉄鋼
繊維工業	繊維工業	繊維	非鉄金属製造業	非鉄金属	非鉄
木材・木製品製造業(家具を除く)	木材・木製品	木材	金属製品製造業	金属製品	金属
家具・装備品製造業	家具・装備品	家具	はん用機械器具製造業	はん用機械	は用
パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙・紙加工品	紙パ	生産用機械器具製造業	生産用機械	生産
印刷・同関連業	印刷・同関連業	印刷	業務用機械器具製造業	業務用機械	業務
化学工業	化学工業	化学	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品・デバイス	電子
石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭製品	石油	電気機械器具製造業	電気機械	電気
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチック製品	プラ	情報通信機械器具製造業	情報通信機械	情報
ゴム製品製造業	ゴム製品	ゴム	輸送用機械器具製造業	輸送機械	輸送
なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革・同製品・毛皮	皮革	その他の製造業	その他	その他

(注1) 「第I部 我が国の製造業の現状」の「第2章 産業別にみた製造業の現状」の平成17年の産業分類は、当該分類に組み替えたもので計算しています。

(注2) 長期時系列における産業分類改訂の制約により、別途、産業を統合して略称を用いている箇所があります。詳細は、「長期時系列のデータ等について」をご覧ください。

4. 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、積み上げと合計が一致しない場合があります。
5. 統計表中、「－」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表しています。
6. 特定事業所の出荷額等が明らかになるのを避けるため、秘匿箇所には「 \times 」をつけています。
7. 本書の内容についてのお問い合わせは、下記あてにご連絡ください。

経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 産業統計室

電 話 03(3501)1511(代表) 内線2892

03(3501)9945(直通)

所在地 〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

8. 工業統計の調査結果(「産業編」、「品目編」、「市区町村編」、「用地・用水編」、「工業地区編」、「産業細分類別統計表(経済産業局別・都道府県別表)」、「企業統計編)及び「我が国の工業」は、インターネットのホームページにも掲載しています。

URL = <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html>

長期時系列データ等について

1. 以下の箇所について、長期時系列における産業分類改訂の制約を受けるため、次頁の表1のとおり産業を統合して略称を用いています。

- ・「製造業における工業用水の使用量の現状(産業別)」
- ・「事業所数、従業者数、出荷額の上位10産業の変遷(昭和30年～)」
- ・「産業別にみた事業所数1位都道府県の変遷」
- ・「産業別にみた従業者数1位都道府県の変遷」
- ・「産業別にみた出荷額1位都道府県の変遷」
- ・「各都道府県における事業所数第1位の産業の変遷」
- ・「各都道府県における従業者数第1位の産業の変遷」
- ・「各都道府県における出荷額第1位の産業の変遷」
- ・「工業用水使用量からみた各都道府県順位の変遷」
- ・「明治42年の工場数と昭和30年、平成20年の事業所数の比較」(産業別構成、産業別都道府県順位)
- ・「明治42年の職工数と昭和30年、平成20年の従業者数の比較」(産業別構成、産業別都道府県順位)
- ・「明治42年の生産額と昭和30年、平成20年の出荷額の比較」(産業別構成、産業別都道府県順位)

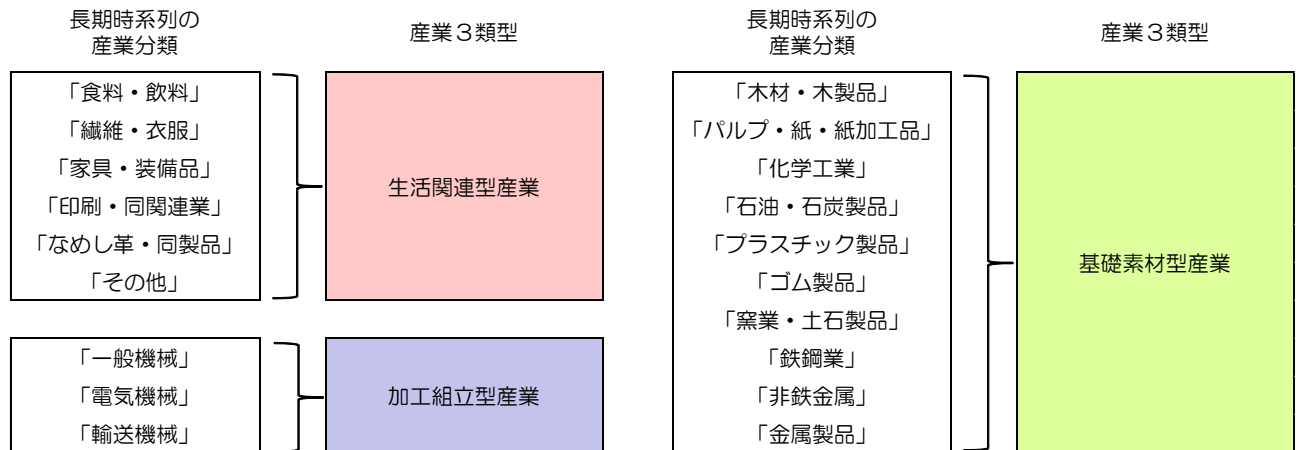
表1 長期時系列のための産業分類について

昭和30年	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年	平成20年	長期時系列
食料品製造業	食料品製造業	食料品製造業	食料品製造業	食料品製造業	食料品製造業	食料品製造業	「食料・飲料」
			飲料・飼料・たばこ製造業	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ・飼料製造業	
繊維工業（衣服および身廻品を除く。）	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く。）	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）	繊維工業	「繊維・衣服」
衣服および身廻品（繊維および類似品）製造業	衣服、その他の繊維製品製造業	衣服、その他の繊維製品製造業	衣服・その他の繊維製品製造業	衣服・その他の繊維製品製造業	衣服・その他の繊維製品製造業		
木材および木製品製造業（家具を除く。）	木材、木製品製造業（家具を除く。）	木材、木製品製造業（家具を除く）	木材・木製品製造業（家具を除く）	木材・木製品製造業（家具を除く）	木材・木製品製造業（家具を除く）	木材・木製品製造業（家具を除く）	「木材」又は「木材・木製品」
家具および装備品製造業	家具、装備品製造業	家具、装備品製造業	家具・装備品製造業	家具・装備品製造業	家具・装備品製造業	家具・装備品製造業	「家具」又は「家具・装備品」
パルプ、紙および紙加工品製造業	パルプ、紙、紙加工品製造業	パルプ、紙、紙加工品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	「紙パ」又は「パルプ・紙・紙加工品」
出版、印刷および関連産業	出版、印刷、関連産業	出版、印刷、関連産業	出版・印刷・関連産業	出版・印刷・関連産業	印刷・関連産業	印刷・関連産業	「印刷」又は「印刷・関連産業」
化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	「化学」又は「化学工業」
石油および石炭製品製造業	石油製品、石炭製品製造業	石油製品、石炭製品製造業	石油製品・石炭製品製造業	石油製品・石炭製品製造業	石油製品・石炭製品製造業	石油製品・石炭製品製造業	「石油」又は「石油・石炭製品」
			プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	「プラ」又は「プラスチック製品」
ゴム製品製造業	ゴム製品製造業	ゴム製品製造業	ゴム製品製造業	ゴム製品製造業	ゴム製品製造業	ゴム製品製造業	「ゴム」又は「ゴム製品」
皮革および皮革製品製造業	皮革、同製品製造業	なめしかわ、同製品、毛皮製造業	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革・同製品・毛皮製造業	「皮革」又は「なめし革・同製品」
窯業および土石製品製造業	窯業、土石製品製造業	窯業、土石製品製造業	窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品製造業	「窯業」又は「窯業・土石製品」
鉄鋼業	鉄鋼業	鉄鋼業	鉄鋼業	鉄鋼業	鉄鋼業	鉄鋼業	「鉄鋼」又は「鉄鋼業」
非鉄金属製造業	非鉄金属製造業	非鉄金属製造業	非鉄金属製造業	非鉄金属製造業	非鉄金属製造業	非鉄金属製造業	「非鉄」又は「非鉄金属」
金属製品製造業	金属製品製造業	金属製品製造業	金属製品製造業	金属製品製造業	金属製品製造業	金属製品製造業	「金属」又は「金属製品」
機械製造業（電気機械器具を除く。）	機械製造業（電気機械器具を除く。）	一般機械器具製造業	一般機械器具製造業	一般機械器具製造業	一般機械器具製造業	はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業	「一般」又は「一般機械」
度量衡器、測定および測量機械、医療機械、理化学機械、写真機、光学機械器具および時計製造業	計量器、測定器、測量機械、医療機械、理化学機械、光学機械、時計製造業	精密機械器具製造業	精密機械器具製造業	精密機械器具製造業	精密機械器具製造業	（業務用機械器具製造業へ移設）	
電気機械器具製造業	電気機械器具製造業	電気機械器具製造業	電気機械器具製造業	電気機械器具製造業	電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス製造業	電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業	「電気」又は「電気機械」
輸送用機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	
武器製造業	武器製造業	武器製造業	武器製造業	武器製造業	（その他の製造業へ移設）	（業務用機械器具製造業へ移設）	「その他」又は「その他」
その他の製造業	その他の製造業	その他の製造業	その他の製造業	その他の製造業	その他の製造業	その他の製造業	

（注）分類名称は当時のものを使用しています。

2. 「事業所数、従業者数、出荷額の推移(産業3類型別、昭和30年～)」では、表1の長期時系列のための産業分類を更に「生活関連型産業」、「基礎素材型産業」、「加工組立型産業」の3つに分類して、「産業3類型」としました。

表2 産業3類型について



(注) 長期時系列の産業分類では、昭和30年から平成7年まで、その他の製造業に武器製造業を統合しましたが、産業3類型ではその他の製造業とは区別して、生活関連型産業ではなく加工組立型産業として集計をしました。

用語の意味(定義)

ここでは、工業統計調査で主に用いる言葉の意味を簡単に解説します。なお、工業統計調査は「暦年」調査ですので、調査期間が1年間となっている場合は1月～12月の間の数値であり、それ以外は特に指定のない限り12月末日現在の数値となっています。

製造業

一般的に「工業」と呼ばれているもので、定義としては下記の1、2の両方の条件を備えている(事業所の)場合をいいます。

1. 主として新製品の製造加工を行う事業所。
2. 製造加工した新製品を主として卸売する事業所。

この調査でいう「卸売」とは次の業務をいいます。

- ① 卸売業者又は小売業者に販売すること。
- ② 産業用使用者(工場、鉱業所、建設業者、法人組織の農林水産業者、各種会社、官公庁、学校、病院、ホテルなど)に大量又は多額に製品を販売すること。
- ③ 業務用に主として使用される商品を販売すること。
業務用に主として使用される商品とは、事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)、建設材料(木材、セメント、板ガラス、かわらなど)などをいいます。
- ④ 同じ企業に属する他の事業所(同じ会社の他の工場、販売所など)に製品を引き渡すこと。

日本標準産業分類

統計調査の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用度の向上を図るためには、各種統計基準の設定が必要ですが、日本標準産業分類はこのような統計基準の一つとして、統計調査の結果を産業別に表章することを目的として制定されたものです。一般に産業といわれる農業、建設業、製造業、卸売業、小売業などのほかに、教育、宗教、公務、医療についても定義されています。

事業所

事業所とは、一般に工場、製作所、製造所または加工所などと呼ばれているような一区画を占めて主として製造又は加工を行っている所をいいます。

従業者

年末現在の個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者及び臨時雇用者の計をいいますが、ここでいう従業者数は臨時雇用者を除いたものです。

1. 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいいます。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のもものは含みません。
2. 常用労働者とは、次のいずれかのものをいい、「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出

向・派遣受入者」に分けられます。

- ① 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者
- ② 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者
- ③ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは、上記に準じて扱います。
- ④ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
- ⑤ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

ア.「正社員・正職員等」とは、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者をいいます。ただし、他企業に出向している者は除きます。

イ.「パート・アルバイト等」とは、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいいます。

ウ.「出向・派遣受入者」とは、他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者をいいます。

3. 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

製造品出荷額等

1年間の「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、及び「その他収入額」の合計で、消費税及び内国消費税を含んだ額です。

1. 製造品の出荷とは、その事業所の所有する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の事業所に支給して製造させたものを含む)を当該事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。
 - ① 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - ② 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)
 - ③ 委託販売に出したもの(販売済でないものを含み、当該年に返品されたものを除く)
2. 加工賃収入額とは、当該年に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。
3. その他の収入額とは、上記1及び2以外(例えば、転売収入(仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額など)の収入額をいいます。

(注)本文中では、製造品出荷額等の文言を略して「出荷額」と記載しています。

付加価値額(粗付加価値額)

事業所の生産活動によって、新たに付け加えられた価値のことです。なお工業統計調査における付加価値額の算式は、次のとおりです。

(算式)

1. 従業者30人以上

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ &\quad - (\text{消費税を除く内国消費税額}^{*1} + \text{推計消費税額}^{*2}) \\ &\quad - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

2. 従業者29人以下

$$\begin{aligned} \text{粗付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} \\ &\quad + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等} \end{aligned}$$

*1: 消費税を除く内国消費税額＝酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計

*2: 推計消費税額は、平成13年調査より消費税額の調査を廃したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除しています(投資控除は従業者30人以上の事業所のみ)。